

## 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成 21 年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使用される軽油に設けられている免税制度が、平成 27 年 3 月末で廃止される予定となっていました。索道事業者や農林業事業者・鉱物採掘事業者等の幅広い産業関係者からの強い要望により 3 年間延長措置が認められ、平成 30 年 3 月末での適用期限を迎えます。

免税軽油制度は、索道事業ではスキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当市内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

また、農林水産業における作業用機械や漁船、碎石場内の重機、公共交通を支える鉄道や船舶にとっても免税軽油制度は不可欠な物であり、当市の基幹産業である農業の事業コストに占める燃油費の割合から免税措置が廃止されれば燃油価格の上昇による事業コストの負担増に直結し、事業者に対する打撃は計り知れないものがあり、地域経済にも深刻な影響を及ぼすことが強く懸念されます。

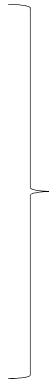
よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 9 月 28 日

北海道名寄市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣



宛